

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の規定による特定地域づくり事業協同組合の変更

(中山間地域・離島振興課)

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第 6 4 号）第 5 条第 5 項の規定により、次のとおり特定地域づくり事業協同組合の変更がありましたので、同法第 5 条第 6 項の規定により公示します。

名称	まつえ特定地域づくり事業協同組合
住所	島根県松江市八束町波入 2 0 7 3 - 1 まつえ北商工会八束支所内
代表者の氏名	小笹 伸一郎
事務所の名称	まつえ特定地域づくり事業協同組合
事務所の所在地	島根県松江市八束町波入 2 0 7 3 - 1 まつえ北商工会八束支所内
地区	島根県松江市鹿島町、島根町、美保関町、八束町及び八雲町
事業	組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業
有効期間満了の日	令和 1 6 年 3 月 1 7 日

○変更内容

変更年月日 令和 8 年 7 月 2 7 日

変更に係る事項	変更後	変更前
地区	島根県松江市鹿島町、島根町、美保関町、八束町及び八雲町の区域とする	島根県松江市鹿島町、島根町、美保関町及び八束町の区域とする